

研究指導 大津 淳 助教授

企業結合会計基準における持分プーリング法の意義

薄 妃希

序論

卒業研究のテーマを選択にするにあたり、インターネットの閲覧中、企業結合会計について書かれた会計士の方のブログを見つけ、それを読むうちに企業結合会計に興味を持った。というのも、近年「M&A」という言葉をよく耳にするように、日本国内で「企業結合」が大幅な増加傾向であるからだ。

元来、日本の会計基準の中には企業結合に関する明確な基準はなく、昨年初めて「企業結合会計基準」が適用開始された。今回適用された基準ではパーチェス法を原則としているが、米国会計基準などの国際動向に反して、持分プーリング法存続が決定されている。

そこで本研究では、企業結合会計に関する定義・手法・各国会計基準を明確にした上で、日本でパーチェス法に一元化した場合の問題点を考える。それを踏まえ、持分プーリング法を認める意義を研究する。また本研究を通して、日本が企業結合会計における国際動向の中でどう在るべきか考えていきたい。

企業結合

1-1 企業結合の定義

国際会計基準22号によれば、企業結合とは「ある企業が他の企業を統合するか、またはある企業が他の企業の純資産および営業に対する支配を獲得することによって、個々の企業を単一の経済的実体に結合することである」と定義されている。また、連結や合併を含むM&Aに関しては、「企業全体の合併・買収だけでなく、営業譲渡や株式譲渡、資本提携などを含めた広い意味での企業提携の総称」と定義されている。

以上を踏まえ、企業結合は「自社に不足している経営資源(ヒト・モノ・カネ・技術・情報など)を補うために、経営権や事業資産を譲受したり、譲渡したりすること」と独自に定義する。

1-2 企業結合の形態

企業結合会計の前提となる企業再編の方法には、株式の譲渡・取得、第三者割当増資、営業譲渡・譲受、株

式交換・株式移転、会社分割、合併、現物出資、事後設立、新株予約権が挙げられるが、ここでは特に企業の結合手段としてもっとも活用される、営業譲渡と株式取得の定義について述べる。

「営業譲渡」は、会社の営業の全部、または一部を他の会社に譲渡することをいう。ここでの「営業」とは、一定の目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産・債務(得意先との関係やノウハウ等の経済的価値を含むもの)を指す。したがって、単なる資産・負債をまとめて譲渡する場合は会社の通常の取引であるため、営業譲渡には該当しない。

次に、「株式取得」による買収とは、被買収側の発行済株式総数の一定割合を取得してその経営権を支配することをいう。ここで「経営権を支配する」とは、株主総会決議を自由に行える状態を言う。また発行済株式総数の「一定の割合」とは、基本的には過半数である。しかし、ほぼ完全な経営権の支配を考えるならば、合併などの重要な決議が可能になる3分の2以上の株式が望ましいと言える。

企業結合の手法

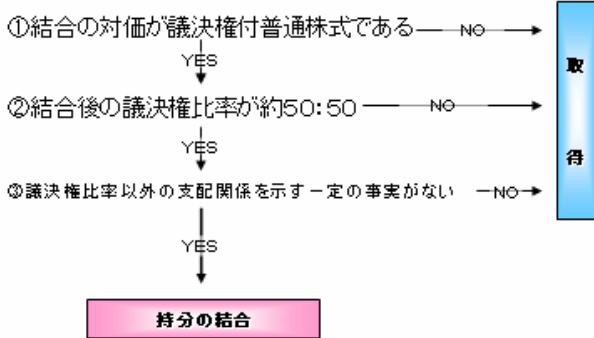
2-1 取得と持分の結合

取得とは、取得される企業、または企業を構成する事業に対する支配を獲得して、1つの報告単位になることを言う。一方、持分の結合とは、双方の事業主も相手の事業を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引き継ぎ、相互に共有することを達成するためそれぞれの事業の全てを統合し、1つの報告単位になることを言う。

取得と持分の結合は、異なる経済的実態を有しているものの、特に持分の結合は判定困難な場合が多い。そこで、[図表1]に挙げられる3要件を満たす場合には持分の結合と判定し、そうでなかったものは取得と判定するとされている。また、これら3つの要件は並列的な関係ではなく、1つの要件が満たされない場合は次の要件に進むことはできず取得と判定される。

【図表1】取得と持分の結合の判定に係る3要件

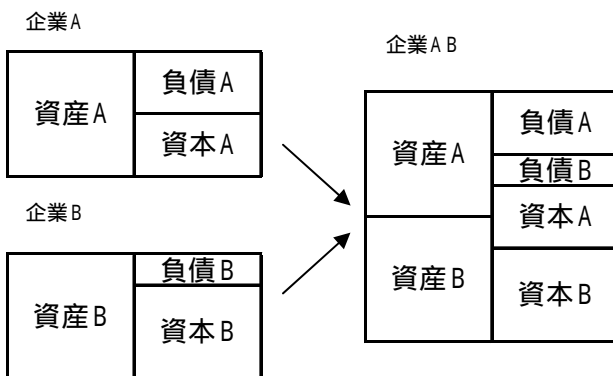
■ 判定に係る3要件



2-2 持分プーリング法とパーチェス法

持分の結合の際適用されるのが持分プーリング法である。持分プーリング法とは、全ての結合当事企業の資産・負債および資本を適正な帳簿価額で引き継ぐ会計処理方法をいう。移転される資産・負債については、移転前の適正な帳簿価額により移転後も計上し、取得原価については当該資産・負債の適正な帳簿価額による純資産によって算定する。いずれも簿価で引き継ぐためののれんは生じない(【図表2】参照)。

【図表2】持分プーリング法の際の財務諸表

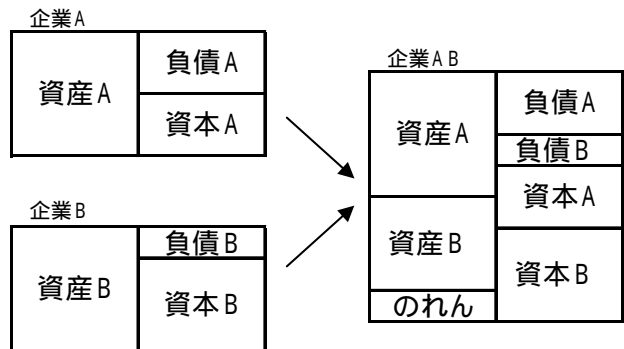


一方取得の際に適用されるパーチェス法は、結合当事企業のうち支配を獲得する取得企業を決定し、取得企業の取得原価と被取得企業の資産・負債については支払対価の時価にて算定し、取得企業の資産・負債および資本については簿価を引き継ぐ会計処理法をいう。取得・被取得企業の判別に関しては、次のように議決権を基準に取得企業が決定される。まず、「対価が議決権のある株式以外」であった場合は、対価の支出側となるのが取得企業である。次に「対価が議決権付きの株式」であった場合は、結合後の議決権比率が大きい方が取

得企業である。最後に「議決権比率が等しい」場合、それ以外の支配関係より取得企業を算定する。

また取得と判定された場合、取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に分配された純額を上回って(下回って)超過する場合には、その超過額を「のれん(負ののれん)」として無形固定資産に計上される(【図表3】参照)。

【図表3】パーチェス法の際の財務諸表



企業結合会計における国際動向

3-1 米国会計基準

従来米国においては、会計原則審議会意見書第16号「企業結合」の規程に基づいて会計処理がされていた。この基準はまず、一定の要件を満たす場合に限り、持分プーリング法を認めていた。パーチェス法に関しては、のれんが多額計上される場合がある上、のれんを40年以内の適当な期間にわたって償却することが義務付けられていた。のれんは企業の業績に多大な影響を及ぼす可能性もあるため、本来パーチェス法で処理されるべき合併を持分プーリング法が適用できる企業結合の形態に変えて、のれんが生じない持分プーリング法を使用するという事態が少なからず発生した。そうなれば当然、財務諸表に不信感が生じる。そこで米国財務会計基準審議会は、2001年に会計数値の信頼性を確保するため、また、対等合併はほとんど存在しないという考えから持分プーリング法を廃止し、全ての企業結合はパーチェス法で処理することを米国財務会計基準書141号で公表した。万が一取得・被取得の識別が困難な場合でも、結合後の会社における相対的な議決権、取締役会、経営陣等の意思決定機能におけるメンバー構成比、株式等の交換の条件、資産・収益・利益等に基づく結合企業の相対的規模、の4つの事項を総

合的に考慮して取得・被取得の識別を行い、パーチェス法で処理しなければならないとしている。

3-2 国際会計基準

従来の国際会計基準は原則をパーチェス法としながらも、厳格な適用要件を設け、その要件を満たす場合にのみ持分プーリング法の適用を認めてきた。しかし持分プーリング法を認めるのは、取得企業を識別できない極めて例外的な場合に限られている。

しかし、米国会計基準がパーチェス法に一元化した影響を受けて国際会計基準の見直しが始まった。2002年12月に国際財務報告基準公開草案第3号「企業結合」および国際会計基準第36号「資産の減損」、第38号「無形資産」の改定案を発表しており、現在はパーチェス法に一元化する方向で議論が進められている段階である。

3-3 持分プーリング法を存続させる問題点

まず、企業経営の観点からは、パーチェス法よりも持分プーリング法の方が好まれる傾向にある。なぜそのような傾向なのかというと、パーチェス法は被取得企業の資産・負債を公正価値で引き継ぐため、一般的には帳簿価額で引き継いだ場合よりも減価償却は増大し、新たにのれんの償却費も負担しなければならないからだ。そのため、損益計算の面でパーチェス法は持分プーリング法よりも不利に働くことになるため、本来ならばパーチェス法を適用するような場合でも、持分プーリング法の適用のケースに含めて開示するという実務が横行する危険性がある。

持分プーリング法を適用する要件が特に厳格ではなかった米国の場合、持分の結合要件を満たすように企業結合の計画を組むことにより、持分プーリング法を適用し、経済的実質は異ならないと思われる企業結合取引が、異なる会計手法によって処理され、財務諸表に反映されているという問題が指摘されていた。また、そうならば当然財務諸表の比較性も損なわれることにもなるのだ。

企業結合会計における日本の動向

4-1 従来の企業結合会計

従来の日本においては、連結財務諸表原則を除けば、企業結合に適用すべき会計処理基準は不明確で、

さらに実務では商法の規定の範囲内であればよかった。つまり、連結財務諸表原則と商法、両方に共通する幅広い範囲の中で企業結合会計処理を行うことができていた。

会計処理の基準が整備されていない状態では、経済的実態が同一でも、企業結合の法的形式が違えば異なる手法で会計処理が行われる可能性があった。例えば企業結合時、一方の法的形式が株式の取得、一方が吸収合併の場合で、経済的実態は同一であったとする。前者の場合、連結財務諸表原則が適用され子会社の資産が時価で評価される。一方、後者の場合は被合併会社の帳簿価額をそのまま引き継ぐため、異なった会計処理方法が行われる、という問題が起きる。こうした問題を始め様々な問題が存在することから、経済的実態が同様の取引には同一の会計処理が行われるよう「企業結合に係る会計基準」の制定がなされたのである。

4-2 企業結合会計基準

前節で記述した通り、連結財務諸表原則を除けば企業結合に適用すべき会計処理基準は明確でなく、商法の規定範囲内で幅広い会計処理が行われていた。近年、事業再編・企業結合が大幅な増加傾向にある中で、明確な基準がなければ市場が混乱する可能性があった。企業結合会計の経済的実態を正しく認識できる会計処理方法を確立すると共に、適切な投資情報のディスクロージャーを可能とするため、首尾一貫した会計基準の整備が必要となったのだ。よって、平成12年より審議が開始され、平成18年4月より企業結合会計基準が適用された。この新しく適用された基準は国際動向とはやや様相が異なり、パーチェス法に一元化せず、要件を設け持分プーリング法を存続することとしている。

4-3 パーチェス法一元化における問題点

まず持分プーリング法を廃止し、パーチェス法に一元化した場合、「パーチェス法と持分プーリング法のどちらを選択するか」という経営者の裁量の余地はなくなる。逆に言えば、持分プーリング法で処理をしなければならない企業結合の形態であっても、パーチェス法のみであるために、「どちらを取得企業としどちらを被取得企業とするか」という点で、経営者の新たな裁量の余地が生まれてくるといえる。

合併の形態に関して、日本では対等合併を好む傾向が強い。これは、利害関係者に対し合併を納得させるためと考えられる。「企業は誰のものか」と考えた場合、誰のものかを「企業価値の共有者」とするならば、会社の利害関係者すべてに当てはまる可能性があるため（詳しくは補足資料参照）、利害関係者の同意を得ることは、企業合併するには必須となる。

パーチェス法に一元化すれば取得企業を決定しなければならなくなる。その際、取得企業であれば問題ないが、被取得企業となると議決権や数値上の立場で弱い。そうなれば被取得企業側の利害関係者からおのずと不満が起り、合併に対しての同意を得づらくなる。それらが対等合併を好む根拠と考えられる。しかし、持分プーリング法が使用できないということは、必然的に、日本で好まれる対等合併を行えなくなるということなのである。

次に、一方でパーチェス法によって処理され、もう一方で持分プーリングによって処理される場合、数値上一見して比較できない状態になる。しかしながらパーチェス法に一元化すれば、表現上忠実性が保たれないことになる。取得であるのか、持分の結合であるのかという点は、企業結合において大変重要な要素となっているため、取得と持分の結合で経済的実態が異なるのであれば、あえて異なるようにし、どのような経済的実態の企業結合なのかをはっきりさせるべきだと考える。

結論：持分プーリング法を認める意義

本稿では、国際的な会計動向に対し、日本はパーチェス法に一元化せず、持分プーリング法を適用する余地を残したということについて、パーチェス法と持分プーリング法の両者を比較検討し、パーチェス法一元化がどのような影響をもたらすかを考察し、また、持分プーリング法存続の意義を論考した。

企業結合時点での時価への評価を行うパーチェス法とそうでない持分プーリング法は手法自体が異なり、それぞれが数値や表現に異なる影響を与えるため、財務諸表の結果を異なるものにしてしまう。しかし、パーチェス法に一元化することにより、取得と持分の結合が同じように評価されるならば、財務諸表の表現上の比較可能性が損なわれてしまうという新たな問題が生じることになる。それならば、持

分プーリング法の適用の余地を残し、異なる経済的実態を有するものはそれぞれ異なって写像するべきだと考える。

仮に、国際動向に乗ってパーチェス法に一元化しても、今度は取得会社が識別できないようなケースの場合に、再評価して効果の大きい方を被取得企業とする誘因が経営者に働くことになり、結合される資産や負債の評価が大きく変化し、利益操作の一つの手段として利用される恐れが生じる。それならば、国際的な動向に無理にあわせる必要はない。日本において企業結合会計は、持分プーリング法の適用基準をしっかりと定め、さらに改良し、このままパーチェス法と使い分けていくことが望ましい、と私は考える。

【参考文献】

- ・ 梅原秀継『のれん会計の理論と制度』、東京白桃書房、2000年。
- ・ 中央経済社編『会計法規集 最新増補第21版』、中央経済社、2004年。
- ・ 中央青山監査法人研究センター『企業結合会計基準ガイドブック』中央経済社、2004年。
- ・ 広瀬義州『財務会計 第3版』、中央経済社、2002年。
- ・ 松岡寿史『よくわかる企業結合会計基準』、中央経済社、2004年。
- ・ みずほ総合研究所『企業再編の実務 第2版』、東洋経済新報社、2003年。

(Webページより)

- ・ <http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/>、企業結合会計基準の概要、中小企業庁。
- ・ <http://www.azsa.or.jp/>、企業経営に関するトピック解説、あずさ監査法人。
- ・ <http://www2.newweb.ne.jp/wd/miuracpa/>、米国会計、三浦CPAオフィス。
- ・ <http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/index.html>、みずほレポート 企業結合会計、みずほ総合研究所。